

(証券コード 5341)

2023年2月9日

株 主 各 位

大阪市中央区常盤町一丁目3番8号

アサヒ衛陶株式会社

代表取締役会長兼 星 野 和 也
社長

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年2月24日（金曜日）午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

(新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度につきましても株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による議決権行使を強くご推奨申し上げます。

本総会は、適切な座席間隔の確保やアルコール消毒等の実施など、でき得る限りの感染症防止対策を講じる予定ではありますが、当日ご出席される株主様におかれましては、健康状態に十分ご留意の上マスク等をご着用いただき、くれぐれもご無理のないようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年2月27日（月曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番5号
マイドームおおさか（8階 第3会議室）
（会議室が前回の定時株主総会と異なっております。お間違いのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第72期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第72期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行の件

第3号議案

会社分割（新設分割）による持株会社体制への移行の件

第4号議案

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針並びに当社株式の大規模買付ルール（買収防衛策）の導入の件

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第6号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.asahieito.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

本会社分割(新設分割)により当社が持株会社へ移行することに伴い、将来の事業拡大に備えた機動的な資本政策の実行を可能とするため、2023年6月1日(予定)をもって商号及び目的、その他の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は、 <u>アサヒ衛陶株式会社</u> と称する。英文では、 <u>ASAHI EITO CO., LTD.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>ASAHI EITO ホールディングス株式会社</u> と称する。英文では、 <u>ASAHI EITO HOLDINGS Co., LTD.</u> と表示する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の物品の製造、加工、輸出入、売買、賃貸。</p> <p>(1) 陶磁器及び建築用設備機器。 (2) 化成品を使用した製品及びその他有機化学製品。 (3) 家庭用電気機械器具及びその他家庭用品。 (4) 家具、事務用機器、木製品、装飾品、日用雑貨品、繊維製品、ガラス製品。 (5) 電気用・理化学用・工業用セラミック製品。 (6) 建築材料、土木資材、緑化造園材料。 (7) 金属製品、金属加工品。 (8) 医療・保健・衛生・福祉介護用機械器具及び用具。 (9) 空気清浄・水質浄化・その他公害防止用機械器具。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むこと並びに<u>次に次の事業を営む会社(外国会社を含む。)</u>、<u>その他の法人等の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配、管理すること及びこれに関連又は付帯する一切の事業を営むこと</u>を目的とする。</p> <p>1. <u>以下に掲げるもの及びその部品の設計、建造、製造、据付、修理、解体、販売、賃貸借及びその他の役務の提供に関する事業。</u></p> <p>(1) 陶磁器及び建築用設備機器。 (2) 化成品を使用した製品及びその他有機化学製品。 (3) 家庭用電気機械器具及びその他家庭用品。 (4) 家具、事務用機器、木製品、装飾品、日用雑貨品、繊維製品、ガラス製品。 (5) 電気用・理化学用・工業用セラミック製品。 (6) 建築材料、土木資材、緑化造園材料。 (7) 金属製品、金属加工品。 (8) 医療・保健・衛生・福祉介護用機械器具及び用具。 (9) 空気清浄・水質浄化・その他公害防止用機械器具。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 不動産の売買、賃貸、管理、保有、運営及びその代理、仲介。</p> <p>3. 建築工事、設備工事、管工事、機械器具の設置工事、その他建設工事の企画、設計、施工、請負、監理に関する事業。</p>	<p>(10) <u>ユニットバス、システムトイレ等建築用設備機器。</u></p> <p>(11) <u>各種水栓、配管、継手。</u></p> <p>(12) <u>建物その他の構築物及びその部材。</u></p> <p>(13) <u>空調・厨房等ビル、住宅関連設備機器。</u></p> <p>(14) <u>合成樹脂、合成ゴム、合成皮革及びその他の可塑物。</u></p> <p>(15) <u>事務機器、安全防災機器及び公害防止関連機器並びにこれらに関連する器材。</u></p> <p>(16) <u>美容、理容、保険、衛生に関する機器。</u></p> <p>(17) <u>新エネルギー発電システム並びに新エネルギー応用製品。</u></p> <p>(18) <u>電池・電池応用製品その他の化学・金属製品。</u></p> <p>(19) <u>電気自動車・部品及び充電設備。</u></p> <p>(20) <u>情報機器。</u></p> <p>(21) <u>通信機器。</u></p> <p>2. <u>前各号製品の原料、材料の製造、販売及び輸出入。</u></p> <p>3. <u>前各号に掲げる製品の研究開発、設計及び諸権利の貸借及び売買。</u></p> <p>4. <u>建築工事、設備工事、管工事、機械器具の設置工事、内装工事その他建設工事の企画、設計、施工、請負、監理に関する事業。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>4. 介護保険法に基づく次の事業。</p> <p>(1) 介護保険法に基づく居宅サービス事業。</p> <p>(2) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業。</p> <p>(3) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業。</p> <p>(4) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業。</p> <p>(5) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業。</p> <p>5. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく次の事業。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業。</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業。</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業。</p> <p>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業。</p> <p>6. 次の旅客自動車運送事業。</p> <p>(1) 一般乗用旅客自動車運送事業。</p> <p>(2) 特定乗用旅客自動車運送事業。</p>	<p>5. <u>各種建築物、構築物の増改築及びリフォーム工事に関する事業。</u></p> <p>6. <u>不動産の売買、賃貸、管理、保有、運営及びその代理、仲介。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>7. 発電、売電及び電力の小売りに関する業務。</p> <p>8. 前各号に関連する調査・研究開発・コンサルティングの受託。</p> <p>9. 前各号に付帯または関連する一切の事業。</p>	<p>7. <u>貨物運送取扱事業及び倉庫業。</u></p> <p>8. <u>介護保険法に基づく各種介護に関する事業。</u></p> <p>9. <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく次の事業。</u></p> <p>10. <u>旅客自動車運送事業。</u></p> <p>11. <u>発電、売電及び電力の小売りに関する業務。</u></p> <p>12. <u>労働者派遣事業及び有料職業紹介事業。</u></p> <p>13. <u>特定技能外国人支援事業及び紹介事業。</u></p> <p>14. <u>外国人研修生の受け入れに関する仲介及び手続の代行に関する事業。</u></p> <p>15. <u>学校、教育教室等の企画、アドバイザー及び経営。</u></p> <p>16. <u>インターネットを利用した学習塾の経営。</u></p> <p>17. <u>翻訳業及び通訳業。</u></p> <p>18. <u>電気通信事業法に基づく電気通信事業。</u></p> <p>19. <u>情報の収集、分析、管理及び情報処理サービス並びに情報提供サービス。</u></p> <p>20. <u>インターネットのウェブ・コンテンツの企画、開発、制作、配信。</u></p> <p>21. <u>インターネット等を利用したデジタル情報配信サービスに関する人材育成及び教育。</u></p> <p>22. <u>インターネット等のオンラインを利用した市場調査、宣伝及び広告等の受託。</u></p> <p>23. <u>各種ビジネス情報のデータベース化と提供サービス事業。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>24. インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用及び保守。</u></p> <p><u>25. インターネット等を通じての通信販売業務。</u></p> <p><u>26. アプリケーションソフトの企画、開発、運用、リース、販売及び保守、点検。</u></p> <p><u>27. 電子決済システムの企画、開発、運用、リース、販売及び保守、点検。</u></p> <p><u>28. 金融商品取引法に基づく金融事業。</u></p> <p><u>29. 総合リース業、ファクタリング業並びに金銭の貸付業。</u></p> <p><u>30. 各種金融商品の運用、投資、売買、保有、企画、開発、販売及び管理。</u></p> <p><u>31. 各種企画、アドバイザー及びコンサルティング事業。</u></p> <p><u>32. 経営上必要な事業への投融資、債務保証。</u></p> <p><u>33. 前各号に関連する調査・研究開発・コンサルティングの受託。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>900万株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2,000万株</u>とする。</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p><削除></p>
<p><新設></p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><新設></p>	<p>(附則)</p> <p>第1条 現行定款第1条（商号）、第2条（目的）及び第6条（発行可能株式総数）の変更は、第72回定時株主総会に付議される「会社分割（新設分割）による持株会社体制への移行の件」が原案どおり承認可決されること及び当該新設分割計画に基づく新設分割の効力が発生することを条件として、当該新設分割の効力発生日に、効力が生じるものとする。</p> <p>2. 本条は、前項に定める新設分割の効力発生日の経過をもって削除する。</p> <p>第2条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は、なお効力を有する。</p> <p>2. 本条は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行の件

経営改革の一環として役員退職慰労金制度を見直し、当社の業績を取締役の報酬に反映させ、又株主価値と取締役の利益とを一致させることにより、取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることに対する誘引を与えることを目的として、株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）制度の導入することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 募集新株予約権

新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

当社の企業価値を反映した株価と役員報酬の連動性を高めるため、株式報酬型ストック・オプション（権利行使価格が1円の新株予約権）制度を導入します。

新株予約権の発行は、株式の希薄化を生じさせる可能性があるものの、当社の株主とリスク及び利益の共有を図りつつ、行使期間も30年間としており、役員退職慰労金に代わるものとして発行されるものであることから、問題のないものであると考えております。

2. 募集新株予約権の付与対象者と総数

当社取締役（社外取締役を除く。） 4,000 個

上記総数は、割当数の上限であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少した場合は、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

3. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、下記13.に定める募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者

（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 募集新株予約権を行使することができる期間

2023年3月17日から2053年3月16日まで（以下、「権利行使期間」という。）。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 募集新株予約権の取得条項

当社は、以下の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)、当社取締役会が別途定める日に、無償で募集新株予約権を取得することができるものとする。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とするものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 6. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

上記 8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件下記 11. に準じて決定する。

10. 募集新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. 募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、上記 5. の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日（ただし、①当社取締役会が、当社の取締役の地位のみならず当社の執行役員、地位のいずれの地位も喪失した日と別に定める場合は、当該日とし、②下記 (2) ①ただし書きにて募集新株予約権の行使が認められる場合は、当社の監査役、執行役員、従業員又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位のいずれの地位をも喪失した日とする。）の翌日以降 10 日間に限り、募集新株予約権を行使することができる。

(2) 前号に関わらず、以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、募集新株予約権を行使することができないものとする。

① 新株予約権者の当社の取締役の在任期間が 3 年未満であるとき。ただし、当社の取締役の地位の喪失後、当社の監査役、執行役員、従業員又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位にある場合で、当社取締役会が募集新株予約権の行使を認めた場合は除く。

② 新株予約権者が、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役を解任された場合又は当社若しくは当社子会社の従業員（執行役員である場合を含む。）として懲戒解雇、諭旨退職又はそれと同等の処分を受けた場合

③ 新株予約権者が、会社法第 331 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当した場合

④ 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に違反した場合、又は、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当社の取締役会が認めた場合

⑤ 新株予約権者が、書面により募集新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

- (3) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、被相続人たる新株予約権者が前号のいずれかの事由に該当していないことを条件として、第1号の定めにかかわらず、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権者が募集新株予約権を行使する場合は、保有する全ての募集新株予約権を一括して行使するものとする。
- (5) その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に定めるところによる。

12. 募集新株予約権の払込金額

募集新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しないものとする。

募集新株予約権は、発行日（割当日）における企業会計上の公正な評価額相当の取締役の報酬として発行するため、有利発行には該当しない。

13. 募集新株予約権を割り当てる日

2023年3月16日

第3号議案 会社分割（新設分割）による持株会社体制への移行の件

2023年6月1日付で「ASAHEITOホールディングス株式会社」へと商号変更し、持株会社として引き続き上場を維持する予定であるとともに、2023年6月1日付けで、当社が営む衛生機器事業及び洗面機器関連商品の販売事業（以下、「本件事業」という）を、会社分割（新設分割）により、当社の100%子会社となるアサヒ衛陶株式会社に承継させることについて、ご承認をお願いするものであります。

1. 組織再編について

1. 会社分割による持株会社体制への移行の目的

当社グループは、2019年に策定した中期経営計画がコロナ禍により、その実現性につき、見通しが立たない状況であったため、2022年6月10日にお知らせしたように、『住宅設備メーカー企業から「住まいと暮らし」創造企業グループへ』と住宅設備機器製造事業から派生する事業を事業多様化戦略により展開し、より幅広く、より多くの方々に、より良い「住まいと暮らし」を提供することの出来る企業体へと転換を図ることといたしました。

今後の当社グループの成長加速及び事業拡大並びに、より強固な経営基盤の構築を実現するための経営体制として持株会社体制へ移行することが最適であると判断いたしました。

新体制への移行を通じて、当社は持株会社としてグループの持続的成長と企業価値向上のため、グループ各社の経営執行に対する支援と監督機能を担い、グループ全体の事業拡大と収益改善に向けた取り組みを行ってまいります。

2. 当該組織再編の要旨

(1) 当該組織再編の日程

分割決議取締役会	2023年2月27日（予定）
分割承認株主総会	2023年2月27日（予定）
分割の効力発生日	2023年6月1日（予定）

(2) 当該組織再編の方式

当社を分割会社とし、アサヒ衛陶株式会社を新設分割設立会社とする新設分割です。

(3) 当該組織再編に係る割当の内容

本新設分割の対価として、アサヒ衛陶株式会社は、普通株式200株を発行し、そのすべてを分割会社である当社に交付します。

(4) 当該組織再編に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 会社分割により増減する資本金

本新設分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

アサヒ衛陶株式会社は、本件事業に属する資産、負債及び契約上の地位等の権利義務のうち、新設分割計画書において定めるものを承継します。

(7) 債務履行の見込み

本新設分割において、当社及びアサヒ衛陶株式会社が負担すべき債務の履行の見込みに問題はないものと判断しております。なお、本新設分割に伴う債務の継承は、重疊的債務引受の方法によるものとなります。

3. 当該組織再編の当事会社の概要

	分割会社 (2022年 11 月 30 日 時点)	新設分割設立会社 (2023 年 6 月 1 日設立 予定)
(1) 商号	ASAHEITOホールディング ス株式会社	アサヒ衛陶株式会社
(2) 所在地	大阪府中央区常盤町一 丁目 3 番 8 号	大阪府中央区常盤町一丁 目 3 番 8 号
(3) 代表者の役 職・氏名	代表取締役 星野 和也	代表取締役 星野 和也
(4) 事業内容	グループ会社の経営管 理	衛生機器事業及び洗面機 器事業
(5) 資本金	1,970 百万円	10百万円
(6) 設立年月日	1950 年12月 20日	2023 年 6 月 1 日
(7) 発行済株式数	3,693,900 株	200株
(8) 決算期	11 月 30 日	11 月 30 日
(9) 大株主及び持 株比率	カントリーガーデン・ジヤ パン株式会社 6.2% 日本証券金融株式会社 5.22% 金井和彦 3.54% 星野和也 3.19% BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. 3.02%	ASAHEITOホールディング ス株式会社 100%

営業成績及び財政状態

ASAHI EITO ホールディングス株式会社		
決算期	2022年11月期 (連結)	2022年11月期 (単体)
純資産額	1,210百万円	1,202百万円
総資産額	2,072百万円	1,928百万円
1株当たり純資産額	321円75銭	323円76銭
売上高	2,282百万円	1,800百万円
営業利益 (△は損失)	△188百万円	△126百万円
経常利益 (△は損失)	△158百万円	△173百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△は損失)	△163百万円	△193百万円
1株当たり当期利益 (△は損失)	△49円46銭	△58円47銭

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

衛生機器事業及び洗面機器事業

(2) 分割又は継承する部門の経営成績

分割事業部門 (2022年11月期)

売上高	1,800万円
営業利益	△126百万円
経常利益	△173百万円

(3) 分割又は承継する資産、負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	1,474 百万円	流動負債	456 百万円
固定資産	539 百万円	固定負債	353 百万円
合計	2,014 百万円	合計	810 百万円

(注) 分割事業部門の資産・負債の項目及び金額は、2022年11月30日現在の貸借対照表を基準に算出しており、実際に分割する金額は、上記金額と異なる可能性があります。

5.

当該組織再編後の状況

本分割後の当社の所在地、代表者の役職、氏名、資本金及び決算期に変更はありません。

なお、当社の名称については「Ⅱ. 定款の一部変更について」に記載のとおり、本定時株主総会の承認を条件として、2023年6月1日付で「ASAHI EITO ホールディングス株式会社」へと商号変更し、事業の目的を持株会社体制への移行に必要となる形に変更を行う予定であります。なお、これらの変更は、当社グループが事業多様化戦略により展開し、より幅広く、より多くの方々に、より良い「住まいと暮らし」を提供することの出来る企業体へと転換を図るために必要であると考えております。

第4号議案 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針並びに当社株式の大規模買付ルール（買収防衛策）の導入の件

当社は、2023年1月24日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ(2)）の一つとして、下記のとおり、当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することに関して決議を行いました。

本プランは、2023年1月24日付けで効力を発生しておりますが、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、本総会において本プランの導入に関する承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、直ちに廃止されるものとしております。

従いまして、本プランを導入することにつき、株主の皆様にお知らせし、その内容についてご承認をお願いするものであります。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業の本質、当社の企業理念及び当社企業価値の源泉、取引先企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係の重要性を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。他方、当社も上場企業として当社株式の自由な売買を認める以上、健全な投資家の皆様が当社の株式を買い付けることは、原則、自由ではありますが、下記Ⅱ.に記載する当社の経営理念を否定し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた施策に異を唱える者によって当社に対する買収提案が行われた場合、これを受け入れるかどうかは、その時点における株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えております。そして、株主の皆様に適切にご判断いただくためには、株主の皆様に十分な情報を提供することが必須です。

また、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為の内容等を検討し、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付者（下記Ⅲ. 2. (1)①に定義されます。以下同じ）の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとと考えております。

Ⅱ. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成そのたの会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の創業目的と経営理念

当社は、江戸時代享保年間に創業した屋根瓦製造販売業の流れを汲む衛生陶器メーカーで、近年は衛生陶器をコアビジネスとする、サニタリー分野での住宅設備機器を長年に亘り社会に供給してまいりました。当社は、「お客様にご満足いただける商品とサービスを、満足いただける価格で提供する」ことを最優先に、「快適で豊かな暮らし」が実感できる住環境を実現することを経営理念としております。また、地球・環境にやさしいエコ、省エネ、節水商品、人にやさしい福祉、高齢者配慮商品の開発に注力するとともに、ユーザーニーズの変化に対応すべく、機動性を持った海外調達強化を積極的に進めております。また、2022年6月10日にお知らせした中期経営計画において、住宅設備機器製造事業から派生する事業を事業多様化戦略により展開し、より幅広く、より多くの方々に、より良い「住まいと暮らし」を提供することの出来る企業体へと転換を図っております。

2. 当社の企業価値の源泉及び企業価値向上への取組みについて

以上のように、当社は「水と電気」を使用する、耐久消費財を製造する企業として、「地球環境に優しい (Save water/Save energy) 」商品作りを行うことが、企業価値を高めるものと信じております。

当社グループの主たる事業であり、この住宅設備機器事業の課題は取扱製品のバリエーションが乏しく、大手メーカーで市場の90%を占められている市場環境では成長性を見込むことは容易ではありませんでした。よって今回の中期経営計画においては「事業の質」にこだわった事業展開を計画しております。

「事業の質」とは製品の品質はもちろん、事業としての社会性・公共性、そして収益性にこだわる事で、具体的な事例としては新たな取扱商品にSDGsを意識した災害対策としても機能する衛陶製品「無水トイレ」の取扱いを開始し、また製品に「機能性素材」や伝統的な日本の陶器技術を採用した住宅設備機器の企画製造販売を開始し、また「機能性素材」そのものの販売も行って参ります。これにより、価格に左右されないアサヒ衛陶独自の製品をラインナップし、利益率重視の営業政策へ転換を図り、また売上高の増収を目指して参ります。

しかしながら、コロナ禍の影響が長期化を見せる中、当社の単一の衛陶事業だけでは、業績の大きな積み上げが難しいと判断し、事業の多様化を戦略として検討を進めて参りました。当社は 2021年11月及び2022年2月に経営陣の刷新を行い、新経営陣の下で2019年8月に策定した従前の中期経営計画の抜本的な見直しを行い、2022年6月に2022年11月期から2024年11月期の3期を対象期間とした『住宅設備メーカー企業から「住まいと暮らし」創造企業グループへ』を基本方針とした新たな中期経営計画「4S-UP PLAN」を策定しました。

当社の基幹事業である衛陶製品を含めた住宅設備機器製造事業から派生する事業を事業多様化戦略により展開し、より幅広く、より多くの方々に、より良い「住まいと暮らし」を提供することの出来る企業体へ転換を図ることを目的としています。当社の基幹事業である衛陶製品を含めた住宅設備機器製造事業から派生する事業を事業多様化戦略により展開し、より幅広く、より多くの方々に、より良い「住まいと暮らし」を提供することの出来る企業体へ転換を図ることを目的としています。当社の経営上の課題をクリアするための4つの「S」をテーマとしております。それはSTAGE・SCALE・SPEED・SUMAIであり、STAGEは企業力のステージアップを、SCALEは企業規模のスケールアップを、SPEEDは機動的でスピーディな事業展開を、そしてSUMAIとは「住まいと暮らし」を創造することを意味しています。

この新中期経営計画「4S-UP PLAN」においては、従来の住宅設備メーカーから、取り扱う住宅設備も、関連する製品も、住宅までも手掛けられる企業への転換を目指すという目標を掲げ、企業力・企業規模・事業展開をスピーディにアップ＝向上させる事で企業価値向上を図ります。より具体的には「住宅設備機器事業」のみの単一セグメントから新たなセグメントとしてグループ企業を中心に展開される「ライフスタイル事業」と「投資関連事業」を設定し、この3つのセグメントによる事業展開を行っていく体制となりました。2022年2月に子会社化したアサヒニノスにおいては生活関連製品等の輸出入販売と、ESG経営の一環として資源リサイクル事業及び脱プラスチック素材の取扱いを行って参ります。また、2022年3月から事業開始した子会社アサヒホームテクノにおいては、主にESG経営の一環として太陽光発電システム・蓄電池システムの販売及び施工、新電力代理店事業、アサヒ衛陶との連携プロジェクトとしてのEV充電器プロジェクトを展開し、また住宅リフォーム事業も外部企業との協業により展開していく計画としております。また、ライフスタイル関連事業として健康食品の取扱いも計画して参ります。

さらに、「4S-UP PLAN」の策定作業と並行して、当社単体ではなく、外部リソースを有効利用することが出来る企業グループへの組織変更も行うこととし、企業としての総合力を向上させることに取り組んで参りました。そして、機動的な企業グループを構築するための企業買収や出資を行うには、高い情報収集力と折衝力が不可欠であり、多くの実績とネットワークを有する名南M&AとのM&A業務に関する協業を2022年11月に締結しております。

以上のとおり、当社は事業多様化の方針を策定し、それらを実現するために2022年9月に、第三者割当増資による資金調達を実施しており、スピーディーな企業価値の向上を目論んでおります。

3. コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取組み

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「社会に役立つ企業づくり」を経営理念とし、企業経営活動の維持向上の指針として「労使の信頼」、「品質の向上」、「商品の開発」、「収益の確保」を掲げ、これらを経営上の最も重要な課題として位置付けております。

当社は、従来からコーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えておりましたので、監査等委員会設置会社へ移行することにより、社外取締役による客観的・中立な立場からの経営の監視・監督によって取締役会の経営監督機能を強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることが可能であると判断し、2016年2月26日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりです。なお、コーポレート・ガバナンス体制の充実等については、顧問弁護士などの専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制を採っております。

① 取締役会

取締役会は、会社経営方針をはじめ重要事項の審議・決定をするとともに、業務の執行を監督する機関として位置付け、毎月1回定期的に開催のほか、必要に応じて随時開催しております。

② 監査等委員会

監査等委員会は毎月1回定期的に開催し、社外監査等委員3名にて監査に関する重要事項について協議・決裁をするとともに、監査等委員は取締役会及びその他重要な会議への参加・発言を行い、各部門・各拠点を訪問して質問・視察及び意見交換等を実施することで、取締役の業務執行を監視しております。

③ 内部監査室

内部監査室は専任者1名を配置し、監査等委員との協力関係の下、年間計画を立てて必要な内部監査を実施しております。

④ 執行役員会

経営環境に機動的に対応するため、業務運営上の重要課題を審議する取締役、執行役員及び取締役が必要と認めた者により構成される執行役員会議を毎月定期的に開催しております。

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては当社コーポレート・ガバナンス報告書 (https://www.asahieito.co.jp/ir_cat/governance/) をご参照ください。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

当社は、上記Ⅰ. のとおり、大規模買付者に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、大規模買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えています。しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社の歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。そして、大規模買付者による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、大規模買付者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報並びに当該大規模買付者による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがいまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えています。以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為等（下記2. (1)①に定義されます。以下同じ）に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会（下記2. (1)⑤に定義されます。以下同じ）の勧告を受けて当該大規模買付行為等に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下、「代替案」といいます。）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランの導入が必要であるとの結論に達しました。本プランの導入に際しましては、株主の皆様のご意思を確認することが望ましいことはいまでもありません。そのため、当社といたしましては、本日付けで本プランの効力が発生するものとしたしますが、本株主総会において、本プランの導入につき株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

以上の理由により、当社取締役会は、本日付けで本プランの効力を発生させるものの、本株主総会において、本プランの導入に関する承認議案を付議することを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には直ちに廃止されるものとして、本プランの導入を決定しました。なお、2022年11月30日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の株式保有状況」のとおりであり、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為等の兆候があるとの認識はございません。

2. 本プランの内容

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする者が遵守すべきルールを策定すると共に、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

(1) 本プランに係る手続

① 対象となる大規模買付行為等

本プランは以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する若しくは該当する可能性がある当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為等」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合を適用対象とします。大規模買付行為等を行い、又は行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等について、当社の特定の株主の株式等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得
- (ii) 当社が発行者である株式等について、当社の特定の株主の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる当該株式等の買付けその他の取得
- (iii) 上記(i)又は(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

② 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により、日本語で提出していただきます。具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただくと共に、大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その定款、履歴事項全部証明書（又はそれらに相当するもの）並びに直近5事業年度における単体及び連結ベースでの貸借対照表及び損益計算書を、併せて提出していただきます。

(i) 大規模買付者の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その代表者、取締役（又はそれに相当する役職。以下同じ）及び監査役（又はそれに相当する役職。以下同じ）それぞれの氏名及びその過去10年間の経歴

(ハ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その目的及び事業の内容

(ニ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その直接・間接の大株主又は大口出資者（持株割合又は出資割合上位10名）及び究極的な実質支配株主（出資者）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その設立準拠法

(ト) 主要な出資先の名称、本社所在地及び事業内容並びにそれら主要出資先に対する持株割合ないし出資割合

(ii) 大規模買付者が現に保有する当社株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式等の取引状況

(iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要（大規模買付者が大規模買付行為等により取得を予定する当社株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等の後の当社株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(i) (ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、大規模買付者には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い大規模買付者から提供された情報では、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、適宜回答期限を定めた上で、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。なお、本必要情報の追加提供の要求は、本必要情報の提供が十分になされたと当社取締役会が認めるまで繰り返し行うことができますが、最終の回答期限日は、本必要情報の提供が十分になされたと当社取締役会が認めない場合でも、大規模買付者が情報リストを受領した日から起算して60日を超えないものとし（ただし、大規模買付者等からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長することがあります。）。

なお、大規模買付行為等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者（直接であるか又は間接であるかを問いません。以下同じ）、重要な子会社・関連会社、共同保有者及び特別関係者を含み、ファンド若しくはその出資に係る事業体（日本法に基づいて設立されたものであるか外国法に基づいて設立されたものであるかを問わず、法形式の如何を問いません。以下、「ファンド等」といいます。）の場合又は買付者等が実質的に支配若しくは運用するファンド等が存する場合はその主要な組合員、出資者その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じ）の詳細（沿革、具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、事業内容、財務内容、投資方針の詳細、過去10年以内における投融資活動の詳細、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」といいます。）第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無及びその根拠となる情報、並びに過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）、並びに役員の名、過去10年間の経歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）を含みます。）
- (ii) 大規模買付者及びそのグループの内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。）の具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- (iii) 大規模買付行為等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為等の対象となる当社株式等の種類及び数、大規模買付行為等の対価の種類及び金額、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の当社株式等の数及び大規模買付行為等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性（大規模買付行為等を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、並びに大規模買付行為等の完了後の当社株式等の保有方針並びに当社株式等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為等の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）

- (iv) 大規模買付行為等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称及び当該第三者に関する情報、意見の概要並びに当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (v) 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、並びに関連する取引の具体的内容を含みます。）
- (vi) 大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対する重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ）の有無並びに意思連絡がある場合にはその具体的な態様及び内容並びに当該第三者の概要
- (vii) 大規模買付者及びそのグループによる、当社株式等の保有状況、当社株式等又は当社若しくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況、並びに当社株式等の貸株、借株及び空売り等の状況
- (viii) 大規模買付者及びそのグループが既に保有する当社株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (ix) 大規模買付者が大規模買付行為等において取得を予定する当社株式等に関し担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社株式等の数量等の当該合意の具体的内容

- (x) 大規模買付行為等の完了後に企図されている当社及び当社グループの経営方針、大規模買付行為等の完了後に派遣を予定している取締役候補の経歴その他の詳細に関する情報（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての知識及び経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）
- (xi) 大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、労働組合、取引先、顧客及び地方公共団体その他の当社及び当社グループに係る利害関係者の処遇等の方針
- (xii) 大規模買付者と当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (xiii) 大規模買付者が濫用的買収者（下記⑤(ii)に定義されます。）に該当しないことを誓約する旨の書面
- (xiv) 大規模買付行為等に関し適用される可能性のある外為法その他の国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、外為法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の可能性（なお、これらの事項については、関係する法域における資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- (xv) 大規模買付行為等の完了後における当社グループの経営に関して必要な国内外の法令等に基づく許認可の維持の可能性及び国内外の法令等の規制遵守の可能性
- (xvi) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連が存在する場合にはその詳細

なお、当社取締役会は、適用ある法令等に従って、大規模買付者から大規模買付行為等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）すると共に、その旨を適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。大規模買付行為等は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

(i) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付行為等の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は当社取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします（延長の期間は最大30日間とします。）。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を大規模買付者に通知すると共に、適用ある法令等に従って株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知すると共に、適用ある法令等に従って適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保するための機関として独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）を設置し、対抗措置の発動の是非等について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独

立委員会規程（概要については別紙2をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。本プランの導入当初における独立委員会の各委員の氏名及び略歴は別紙3のとおりです。

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続に従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

(i) 大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続につきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、例えば以下(イ)から(ル)までに掲げる事由（これらに該当する者を、以下、総称して「濫用的買収者」といいます。）により、当該買付け等が当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

(イ) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合ないし当社株式等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にあると判断される場合

(ロ) 当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転する目的で当社株式等の取得を行っている場合

(ハ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社株式等の取得を行っている場合

(ニ) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式等の高値売抜けをする目的で当社株式等の取得を行っている場合

(ホ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社株式等を取得後、様々な策を弄して、専ら短中期的に当社株式等を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものであると判断される場合

(ハ) 大規模買付者の提案する当社株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式等の売却を強要する虞がある（いわゆる強圧性がある）と判断される場合

(ト) 大規模買付者の提案する当社株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。））、違法性の有無並びに実現可能性等を含みますがこれらに限られませんが、当社の本源的企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合

(チ) 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ないし株主共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げる虞があると判断される場合

(リ) 大規模買付者が支配権を取得する場合における当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合における当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合

(ヌ) 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

(ル) その他(イ)から(ヌ)までに準じる場合で、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとし、ます。なお、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反する虞がある等の事情があると認める場合には、対抗措置発動の決議を行い、又は不発動の決議を行わず、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様に問うべく、下記の⑦の方法により当社株主総会を招集することができるものとし、ます。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)大規模買付者が大規模買付行為等を中止した場合、又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとし、ます。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

⑦ 株主意思の確認手続き

大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合、当社取締役会が本プランによる対抗措置を発動することの可否について株主の意思を確認するために当社株主総会を開催すべきと判断したときには、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。また、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合であっても、当社取締役会が、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置発動の決議を行う場合には、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。これらの場合には、大規模買付行為等は、当社株主総会における対抗措置の発動議案の否決及び当該株主総会の終結後に行われるべきものとし、当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が可決された場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為等に対して本プランによる対抗措置発動の決議を行うこととします。なお、当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付行為等に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

当該株主総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合で、当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は当社株主総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。ただし、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとしします。

本プランに基づき発動する対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとしますが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件、又は(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするとともに、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項や、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が所有する本新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本株主総会終了後[3]年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当該有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、法令等の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴い合理的に必要な範囲で、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止され又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、法令等に従って速やかに開示いたします。

3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに東京証券取引所が有価証券上場規程の改正により2015年6月1日に導入し、2018年6月1日、及び2021年6月11日にそれぞれ改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものです。

(1) 企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

当社は、取締役会において決議された本プランによる買収防衛策の導入を本株主総会において議案としてお諮りする予定です。また、上記2. (3)に記載したとおり、本プランは、本株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。さらに、当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしています。加えて、大規模買付者が本プランに定める手続を遵守している場合には、対抗措置の発動の決定に関して必ず株主総会を招集するものとしています。従いまして、本プランの存続には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 必要性・相当性確保の原則

① 独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重と情報開示の徹底

当社は、上記2. に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社社外取締役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重することとしています。また、独立委員会の判断が当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとしています。

更に、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に法令等に従って情報開示を行うこととし、当社の企業価値ないし株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2. に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. (3)に記載のとおり、本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役以外の取締役の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年です。監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。なお、当社では、監査等委員である取締役以外の取締役の解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響等

(1) 本プランによる買収防衛策の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランによる買収防衛策の導入に際して、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランによる買収防衛策の導入が株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。なお、上記2. (1)に記載のとおり、大規模買付者が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意下さい。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、その後に対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動を停止し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、例外事由該当者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、例外事由該当者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、無償割当てがなされる本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。ただし、例外事由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあるほか、例外事由該当者の有する本新株予約権について、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得することもあります。以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令等に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以上

当社の大株主の株式保有状況

2022年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
カントリーガーデン・ジャパン株式会社	大阪市西区西本町2丁目3-6 山岡ビル8階	228,900	6.20
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10号	192,700	5.22
金井 和彦	東京都港区	130,600	3.54
星野 和也	大阪市都島区	117,600	3.19
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	7 STRAITS VIEW, 28-01 MARINA ONE EAST TOWER SINGAPORE 018936 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	111,500	3.02
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	106,300	2.88
創展環球有限公司 (常任代理人 アサヒ衛陶株式会社)	3205, Kimberland Center, No. 55 Wing Hong Street, Kowloon, Hong Kong (大阪市中央区常盤町一丁目3番8号)	101,600	2.75
田中 威之	大阪市都島区	100,000	2.71
伸和工業株式会社	大阪市天王寺区玉造元町2-32-203	83,100	2.25

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
プラスワンホールディ ングス株式会社	東京都港区芝5丁目13-13	78,000	2.11
計	—	1,250,300	33.87

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役又は(2)社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、各取締役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1)本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2)本プランに係る対抗措置発動の停止
 - (3)本プランの廃止及び変更
 - (4)その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社グループの企業価値ないし株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員その他必要と認める者

を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。

9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用により、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員の氏名及び略歴（五十音順）

氏名 (生年月日)	略歴
たなかともはる 田中智晴 (1978年12月25日生)	2006年10月 弁護士登録 堂島法律事務所入所 2015年4月 弁護士法人経営創輝設立 (重要な兼職の状況) エース株式会社 社外監査役 株式会社ゴール 社外監査役
みむらじゅんじ 三村淳司 (1978年4月28日生)	2002年10月 新日本監査法人(現：EY新日本有限責任監査法人) 入所 2006年5月 公認会計士登録 2012年2月 三村公認会計士事務所開設 代表(現任) 株式会社幸和製作所 社外監査役 2013年8月 株式会社リライズ・パートナーズ設立 代表取締役(現任) 2015年6月 株式会社アジュバンコスメジャパン社外取締役(現任) 東和薬品株式会社 社外監査役 2017年5月 株式会社エーアイテイー 社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 三村公認会計士事務所 代表 株式会社リライズ・パートナーズ 代表取締役 株式会社エーアイテイー 社外監査役 株式会社アジュバンコスメジャパン 社外取締役
よねづわたる 米津航 (1974年1月17日生)	1999年4月 弁護士登録 尚和法律事務所 入所 2004年9月 内閣府国民生活局(現消費者庁)企画課課長補佐 2006年9月 郷原・米津法律事務所設立 弁護士 2015年8月 米津・村岡法律事務所設立 弁護士 2021年10月 米津法律事務所 弁護士(現任) (重要な兼職の状況) 米津法律事務所 弁護士

氏名 (生年月日)	略歴
むね とも ひで み 棟 朝 英 美 (1959年12月30日生)	1983年4月 大阪国税局 採用 2013年7月 大阪国税局 今津税務署長 2019年7月 同 旭税務署長 2020年7月 退官 2020年8月 税理士登録 2020年9月 棟朝英美税理士事務所 代表(現任) (重要な兼職の状況) 棟朝英美税理士事務所 代表

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きません。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとします（なお、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得ます。）。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、一定の事由が生じたこと又は当社取締役会が別途定める日が到来したことを条件として、取締役会の決議に従い、本新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の株主が保有する本新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項や、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が保有する本新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項等を付すことがあります。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、監査等委員会として指摘すべき事項がない旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	ほしのかずや 星野和也 (1980年12月5日生)	2005年3月 セブンスター貿易株式会社 創業 2007年5月 セブンスター貿易株式会社 代表取締役 (現任) 2011年2月 eightloop株式会社 取締役 (現任) 2020年7月 カントリーガーデン・ジャパン株式会社 設立 代表取締役 (現任) 2021年4月 中小企業ホールディングス株式会社 取 締役 (現任) 2021年11月 当社代表取締役会長 2022年1月 株式会社アサヒホームテクノ 取締役 (現任) 2022年1月 当社代表取締役会長兼社長 (現任) (重要な兼職の状況) セブンスター貿易株式会社 代表取締役 eightloop株式会社 取締役 カントリーガーデン・ジャパン株式会社 代表取締役 中小企業ホールディングス株式会社 取締役	117,600株
【選任の理由】 星野和也氏は、カントリーガーデン・ジャパン株式会社の代表取締役であり、中国、香港、台湾、ベトナム等のビジネスにおいて幅広い経験を有していることから、当社取扱商品の海外販路開拓等での貢献が期待できると考え、引き続き同氏を取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	やまぐち かずあき 山口 和秋 (1968年10月3日生)	1991年4月 東京テレメッセージ株式会社 入社 2000年8月 ジェイフォン株式会社(現ソフトバンク株式会社) 入社 2007年5月 フロンティア・マネジメント株式会社 入社 2012年8月 ソフトバンクモバイル株式会社(現ソフトバンク株式会社) 入社 2016年4月 株式会社ジェクシード 入社 2021年3月 株式会社ジェクシード 常務執行役員 2022年2月 当社取締役 2022年4月 当社取締役 専務執行役員(現任) 2022年4月 アサヒニノス株式会社 取締役(現任)	0株
		<p>【選任の理由】 山口和秋氏は、複数の企業において、主に人事総務等の管理部門における豊富な経験・実績を有しております。当社が今後の事業拡大を目指していく中で、必要な管理体制を構築していくことに対する大いなる貢献が期待できると考え、同氏を取締役候補者といたしました。</p>	
3	なり た ゆたか 成田 豊 (1982年1月28日生)	2007年7月 有限会社華越 入社 2010年6月 ブルーシー貿易株式会社 入社 2012年8月 リベラルファイン株式会社 入社 2017年3月 リベラルファイン株式会社 代表取締役(現任) 2021年11月 当社取締役(現任) 2022年3月 アサヒニノス株式会社 代表取締役(現任)	22,600株
		<p>(重要な兼職の状況) リベラルファイン株式会社 代表取締役</p> <p>【選任の理由】 成田豊氏は、貿易会社の経営者であり、東南アジア、中国、香港、台湾等のビジネスにおいて幅広い知識・経験を有していることから、当社の取扱商品の海外販路開拓等において、大いなる貢献が期待できると考え、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	たなか たけゆき 田中威之 (1980年8月6日生)	2004年4月 株式会社長谷工コーポレーション 入社 2012年9月 有限会社さかの館(現 株式会社京織) 入社 2013年6月 株式会社快縁 代表取締役(現任) 2014年8月 アンジュ株式会社 専務取締役 2016年7月 株式会社京織 常務取締役(現任) 2021年11月 当社執行役員 2022年2月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社快縁 代表取締役 株式会社京織 常務取締役	100,000株
<p>【選任の理由】</p> <p>田中威之氏は、小売業及び卸売業界における豊富な知識・経験を活かし、複数の企業における経営実績を有しております。また、建築業・不動産業界における知識・経験から、住宅関連の商品開発及び販売に関するノウハウ等も有しております。同氏の経営実績やノウハウは、当社の今後の取り組みに対する大いなる貢献が期待できると考え、同氏を取締役候補者といたしました。</p>			

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役が業務に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害が補償されます。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補償されない等、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数
みや さき ただ お 宮 崎 忠 雄 (1964年11月6日生)	1986年1月 行政書士試験 合格 1986年11月 社会保険労務士試験 合格 1987年8月 社会保険労務士登録・開業 1994年7月 行政書士登録・開業 2019年12月 海事代理士試験合格 2020年2月 海事代理士登録・開業	0株
<p>【選任理由及び期待される役割】</p> <p>宮崎忠雄氏は、行政書士や社会保険労務士として多くの企業に携わってきた豊富な経験や実績を有しております。監査等委員である取締役に就任した場合、その経験等を活かして当社の経営全般の監督機能および当社グループのガバナンス強化のために尽力いただけることを期待しております。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役が業務に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害が補償されます。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補償されない等、一定の免責事由があります。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 当社は、宮崎忠雄氏の選任が承認され、監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

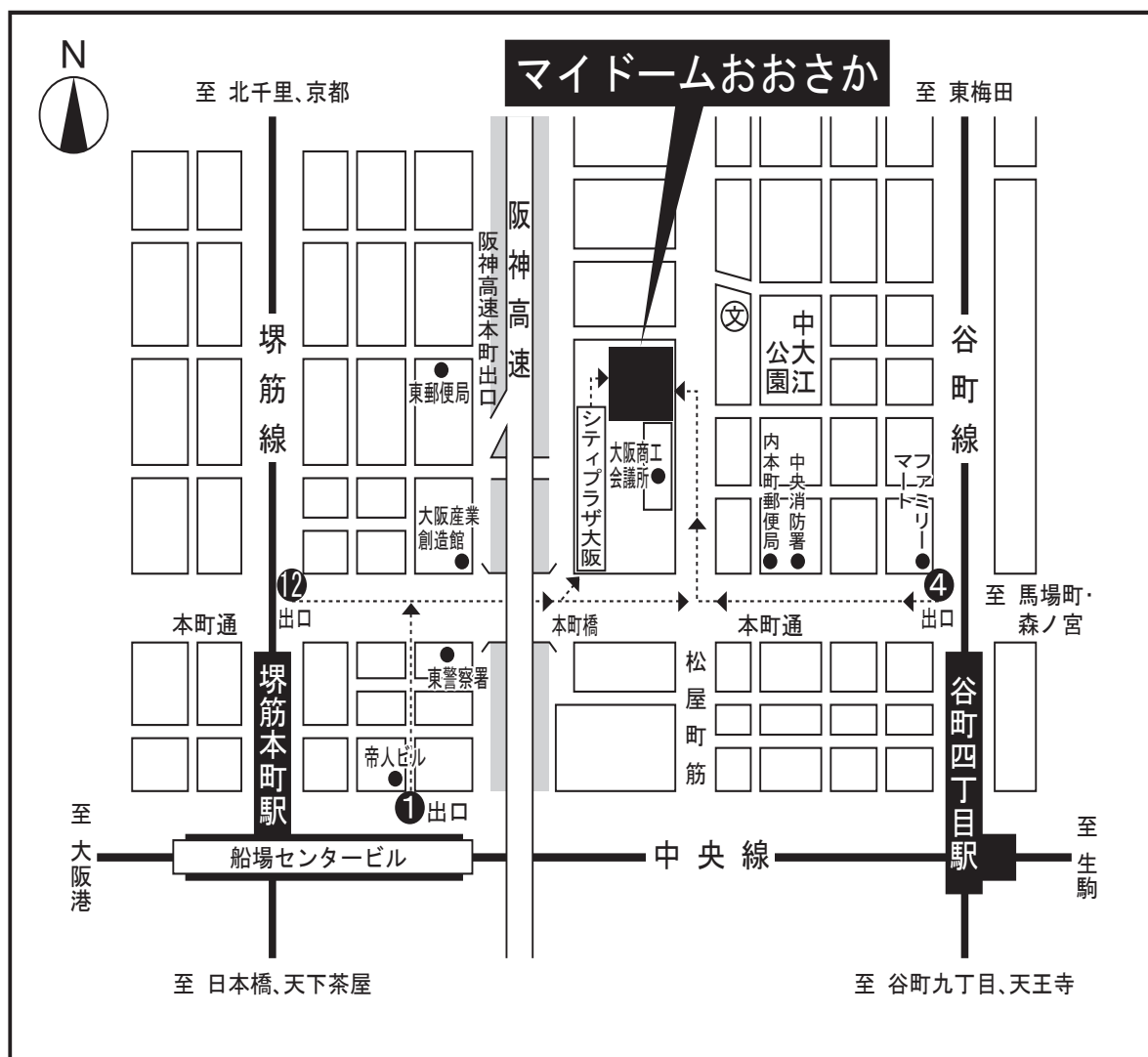
株主総会会場ご案内略図

アサヒ衛陶株式会社

大阪市中央区本町橋 2 番 5 号

マイドームおおさか 8階 第3会議室

TEL 06-6947-4321



交通のご案内

- ・地下鉄堺筋線、中央線「堺筋本町」駅の①⑫番出口から徒歩約7分
- ・地下鉄谷町線「谷町四丁目」駅の④番出口から徒歩約7分

お願い

駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。